

熱中症見舞金制度について

センターが加入する団体傷害保険では、熱中症について、保険金支払いの対象外となっていることから、会員が就業中等で熱中症にり患した場合は、団体傷害保険による補償を受けられませんでした。

こうしたことから、会員の就業中等における熱中症による支援策として、全国シルバー人材センター事業協会が中心となり「熱中症見舞金制度」が創設され加入しました。（掛け金は、センターが負担）

1.熱中症見舞制度の仕組みと支払額

会員がセンターから提供された業務の就業中や就業場所への行き帰り及びセンターが主催する行事に参加中において、熱中症により死亡、または連続して2日以上入院、または通院（日帰り入院を含む）の場合に、見舞金を支払う制度です。（2泊3日以上入院に対し5万円、1泊2日の入院に対し3万円、通院に対して5千円の見舞金となります。ただし、補償対象期間において、同一会員に支払われる見舞金の額は、10万円を限度とする。通院加療見舞金は、1回のみの支払いとする。）

※労働者派遣や職業紹介による場合は、対象となりません。

死亡見舞金	10万円
入院見舞金（2泊3日以上）	5万円
入院見舞金（1泊2日）	3万円
通院加療見舞金	5千円

2.見舞金の請求方法

詳しくは、事務局に相談してください。

3.制度対象期間

2018年6月1日から2019年5月31日まで